

■ 70歳未満の方の自己負担額限度額（月額） 平成27年1月から

区分	所得要件	限度額
上位所得者	基礎控除後所得 901万円超 または所得の申告をしていない世帯の方	252,600円 + (医療費の総額 - 842,000円) × 1%
	基礎控除後の所得 600万円超～901万円以下	167,400円 + (医療費の総額 - 558,000円) × 1%
一般	基礎控除後の所得 210万円超～600万円以下	80,100円 + (医療費の総額 - 267,000円) × 1%
	基礎控除後の所得 210万円以下	57,600円
住民税非課税世帯		35,400円

高額療養費制度の自己負担額が変更になります

国民健康保険に加入の70歳未満の方が対象

高額療養費制度とは、1カ月（月の初めから終わりまで）に支払った医療費の一部負担金が一定額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。平成27年1月から、70歳未満

の方の高額療養費の自己負担限度額が表のとおり変更になります。高額療養費の支給対象になった方には、診療月の約3カ月後に申請通知を送付します。医療機関の領収書をお持ちの上、国保年金課で申請してください。

※社会保険の場合、所得要件および支給の方法が異なります。

平成27年つくばみらい市成人式

大人への節目の日、なつかしい笑顔に会える日、思い出に残る記念日として、ぜひご参加ください。

▼日時：平成27年1月11日（日）  
午後1時30分開式（受付は午後0時30分から）

▼会場：市総合運動公園体育館（小張1770）

▼対象者：平成6年4月2日～平成7年4月1日生まれの方  
※式典終了後、地区ごとに記念写真撮影を行います。

※12月1日現在市内在住の対象者には、案内状を12月上旬に送付します。年内に届かない場合は、生涯学習課までお問い合わせ

詳しくは、勤務先または加入している健康保険組合などにお問い合わせください。

【高額療養費計算上の注意】

- ・医療機関ごとで別々に計算
- ・同一の医療機関でも、入院と外来は別々に計算
- ・入院時差額ベッド代、食事代および保険外診療は対象外
- ・交通事故や業務上の怪我（労災）は対象外

問 伊奈庁舎国保年金課 ☎58-2111（内線1183）



問 教育委員会生涯学習課 ☎58-2111（内線9312）

※なお、住民票を異動している方で、市成人式に参加を希望される場合は、生涯学習課までご連絡ください。

活動予定（平成27年1月～2月）

●参加対象 出産前後の妊産婦および就学前の乳幼児とその保護者

月・活動時間	1月 午前9時30分～11時	2月 午前9時30分～11時
伊奈第1保育所 山王新田1253(☎58-2422)	9日(金) 作って遊ぼう	5日(木) お相撲さんと遊ぼう
伊奈第2保育所 小張4705(☎58-1025)	19日(月) ママ友を作ろう(楽しくおしゃべり)	3日(火) 鬼退治をしよう
伊奈第3保育所 長渡呂新田715(☎58-1597)	26日(月) 鬼のお面を作ろう	19日(木) 作って遊ぼう
伊奈第4保育所 狸穴1072-45(☎58-6002)	21日(水) オカリナを聴こう	10日(火) ひな人形を作ろう
谷和原第1保育所 仁左衛門新田641(☎52-2100)	15日(木) 交通安全教室に参加しよう	13日(金) 消防自動車がやってくるよ
谷和原第2保育所 上小目600(☎52-4217)	子育て支援室「フラワー」をご利用ください。 (園庭開放はありません)	

遊びにきてね



「あそびのひろば」

市立保育所では「あそびのひろば」を実施しています。保育所のたくさんの子どもたちと遊んでみませんか。

子育てを応援しています。また、情報交換をしながら、子育てを考え、育児の悩みを解消していきましょう。

◎園庭開放も毎日行っていますので、ぜひご利用ください。